

公募説明会における質問事項(抜粋)

スケジュールについて

申請後の日程はどのようになっているのか	今までの経緯ですと申請締め切り後、約1.5ヶ月後に採択の可否が通知されます。申請件数の多寡により変わりますので目安としてください。
事業の開始はいつからでよいのか	交付決定後の事業着手となります。事前着工は一切認められませんので契約行為等も交付決定後に行ってください。
事業の終了期限はいつなのか	平成26年5月31日が最終期限となります。事業実施期間が1年不足です。期限に間に合うように事業執行をしてください。
補助金の交付時期はいつなのか	事業実績報告を提出いただいた後、確定検査終了後に交付されます。したがって、交付時期はそれぞれ違ってきます。
補助金を事業経費の支払いに充てることは可能か	補助金交付は事業経費の支払いがすべて終了した後に交付されますので(清算払い)、補助金相当分については申請者が立替払いをすることとなります。
今回で募集は終了なのか	全国予算枠(1,007億円)との関係で、今回の応募が少ない場合は可能性としては考えられます。

対象事業等について

対象となる業種は定められているのか	対象業種は定められていません。ただし、「ものづくり高度化法」に指定された「22分野技術」との関連事業であることか条件となります。「22分野技術」については次のURLを参照してください。 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2012/0412Kiban_Shishin.htm
個人企業でも対象となるか	対象となります。ただし、人格のない任意組合とかLLPは対象外となります。個人企業の場合は、定款、謄本に替えて確定申告書の写しを添付してください。
設備投資のみでも対象となるのか	対象となりますが、単なる更新あるいは増設は対象外となります。説明書2Pに記載の(1)から(3)の要件をすべて満たすことが条件となります。
中古設備は対象となるのか	適正市場価格の把握が困難なため基本的には対象外となります。
検査機器、PC等は対象となるのか	補助対象事業として必要性が認められた場合は対象となりますが、基本的には汎用性のある機器は対象外となります。検査、分析等は外注加工費で処理することが望ましい。
機械装置の借用は認められるようであるが、5年リースの場合はどうなるのか	あくまで事業期間内に支払いが発生したものが対象となります。すでに事業期間が1年を切っていますので、数ヶ月は対象とすることが可能です。

認定支援機関について

県内の認定支援機関はどこなのか	県内に本・支店を有する地銀、信金及び地域の公的支援機関(商工会議所、商工会)が支援機関となっています。また、税理士事務所、コンサル事務所等も認定機関となっておりますが、この場合は個別にお問い合わせください。
支援機関確認書は申請者が記入するのか	申請者は認定を依頼する立場なので、内容の記載は支援機関が記入することとなります。
支援機関確認書は2機関からとつてもよいのか	2機関からでも構いませんが、選択については申請者にお任せします。

申請書及び添付書類等について

提出書類の正本1部、副本5部とはどのようなことか	申請書及び支援機関認定書に代表者印等を押印したものを正本とし、正本をコピーしたものが副本となります。
補助事業の実施場所が県外の場合はどのようにしたらよいのか	事業実施場所の存在する都府県から申請してください。
様式2(2)の2.事業計画の概要について、100字程度で記載となっているがオーバーしてもかまわないか	取りまとめて国に報告する事項なので、可能な限り100字程度でまとめていただきたい。3.の具体的内容については字数制限はないので詳細はこちらに記載してください。
様式2(4)経費明細表の経費配分内訳欄における積算基礎はどの程度まで記入すればよいのか	原材料費等で多種にわたる場合は主要項目を記載し、少額なものはその他として一括記入してください。人件費については、担当する人数分の積算をお願いします。
様式2(4)経費明細表の経費配分内訳欄における補助金交付申請額の記載方法はどのようにするのか	経費区分個々に計算しないで、補助対象経費に2/3を乗じて計算したものを1円未満を切り捨ててに記載してください。
事業計画が2つ以上ある場合はどのように申請したらよいのか	各々の事業計画ごとに申請書を作成してください。ただし、予算枠及び公平性の観点から2つ以上の採択は難しくなります。
事業計画に記載の事業遂行が失敗に終わった場合の取り扱いについて	試作等については失敗のリスクは十分考えられることから、補助対象外となることはありません。ただし、試作した製品等については5年間の保存が義務付けられるとともに、処分を行う場合は承認が必要となります。
申請書作成に係る相談は中央会でよいのか	中央会は受付・審査機関となっているので細かな相談対応はできません。地域の支援認定機関を利用するようにしてください。